

独立行政法人 日本スポーツ振興センター
『災害共済給付制度』のお知らせ

阿賀町教育委員会

阿賀町立小学校・中学校では、入学時に全員から同意書をいただき、独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付金制度」に加入しています。毎年の掛金は町が負担しており、卒業時まで継続して加入契約しています。

学校で起こったけが等は災害共済給付制度の対象となります。
阿賀町で実施している「医療費助成制度」は、**利用しない**ようご協力をお願いします。

災害共済給付制度について、もう1度確認しましょう。



1. 災害共済給付制度とは

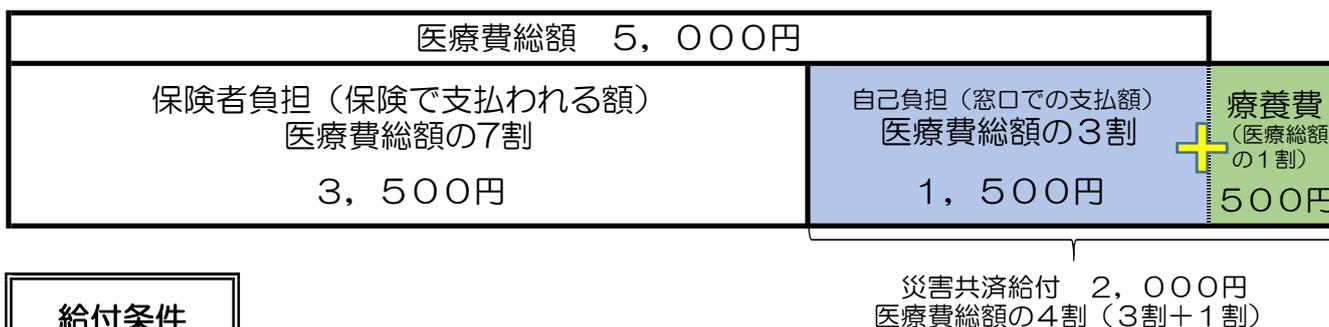
学校や登下校中に起こった子どものけが等（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、医療費等（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）の給付を行う制度です。

2. 災害共済給付制度を利用した場合の給付内容

医療費総額の4割が給付されます。

内訳：自己負担額（医療費総額の3割）＋療養費（医療費総額の1割）

【災害共済給付制度の給付イメージ】



給付条件

学校管理下のけが等の治療のため、病院で診療を受けた場合で医療費総額が5,000円以上（医療機関等の窓口で自己負担された額が1,500円以上）になったときは給付制度の対象となります。

これは1回あたりの受診金額ではなく、1つのけがが完治するまで通院した際の合計金額が1,500円以上の場合です。通院が1回の場合は関係ありませんが、数か月～数年にわたる場合は、1か月ごとに毎月申請となります。

3. 学校でけがをした時は…

①学校から書類（「医療等の状況」等）をもらい医療機関等から記入してもらいます。
※医療機関等の受付で「学校でのけがです」とお伝えください。

②医療費受給者証（子ども医療費・ひとり親家庭医療費・県障等の受給者証）は
使用しないようご協力ください。
※スポーツ振興センターの災害給付制度は医療費助成制度より優先する制度です。

③「医療機関等から記入してもらった書類」、「自己負担額連絡票」、「振込口座連絡票」
を学校へ提出してください。



4. 医療費総額が少額（1,499円以下）で給付の対象外となった場合

役場こども・健康推進課こども係又は支所へ以下の書類を持参し、医療費助成の申請を行って
ください。



- ①領収書（患者名、受診日、医療保険点数の3点が記載されているもの）
- ②健康保険証 ③子ども医療費受給者証等 ④印鑑
- ⑤振込を希望する金融機関の通帳

手続き完了後、振込希望口座へ払戻しされます。

5. よくあるお問い合わせ



Q なぜ、学校でけがをした場合は子ども医療費助成を利用できないの？

A 学校や登下校中にけがをした場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に
より医療費の自己負担分（小学生以上3割）＋医療費の1割が給付されます。

子ども医療費助成は医療費の自己負担分を助成する制度であり、医療費の自己負担分
が他の制度等によりまかなわれる場合は、その制度を優先し利用することになります。

また、県補助金交付要綱や阿賀町条例等により上記のけがの場合は災害給付制度を利用
するよう規定されていますので、優先する制度を確認いただきご利用ください。

※ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：阿賀町教育委員会学校教育課 電話0254-92-2561